



津沢休猟区	同上	同上
小原休猟区	同上	同上
桑山休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

### 富山県告示第391号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
音川西休猟区	別紙図面に表示する区域	令和5年11月1日から 令和8年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
鍋谷休猟区	同上	同上	同上
宿坊休猟区	同上	同上	同上
東福寺休猟区	同上	同上	同上
津沢休猟区	同上	同上	同上
小原休猟区	同上	同上	同上
桑山休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

### 富山県告示第392号

#### 特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
婦中特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで	銃器
富山新港特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
池多特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

**富山県告示第393号**

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により上市鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 鳥獣保護区の名称**

上市鳥獣保護区

**2 鳥獣保護区の区域**

別紙図面に表示する区域

**3 鳥獣保護区の存続期間**

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

**4 鳥獣保護区の保護に関する指針****(1) 指定区分**

森林鳥獣生息地

**(2) 指定目的**

当該地区は、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、天然記念物のニホンカモシカをはじめ、タカ科やカモメ科、カッコウ科、ウグイス科、ホオジロ科などの多種多様な鳥類が飛来している。特に、環境省や富山県版レッドリストなどでリストアップされているハチクマ、サシバ、サンショウクイ、サンコウチョウなど絶滅の恐れのある貴重な野鳥も見られる重要な地域であり、地域の生物多様性の確保に資することから、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護を図る。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第394号**

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により二上山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

二上山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、能登半島国定公園の南端部に位置し、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ヒタキ科、タカ科などの渡り鳥の重要な経路に当たり、サシバ、キビタキ、ジョウビタキなどが見られる。また、環境省や富山県版レッドリストにリストアップされているサンショウクイ、オオタカ、ミソサザイが見られるなど、野鳥の保護繁殖のため、重要な地域であることから、引き続き、鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護を図る。

また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

## 富山県告示第395号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により増山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 鳥獣保護区の名称

増山鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

#### (2) 指定目的

当該地区は、増山ダムによって形成されたダム湖により豊かな水を湛え、周囲の森林と調和した山紫水明に優れた自然を残している。また、この区域の水域には多種の淡水魚が生息するため、鳥獣類もカモ科、サギ科、タカ科、ウグイス科などの多様なものが見られるなど鳥獣が生息するのに良好な環境となっている。また、サシバやイソシギなどの環境省や富山県版レッドリストでリス

トアップされているものも見られるため、引き続き、鳥獣保護区として指定し、県民が身近に親しく鳥獣に接する喜びを体験できるよう鳥獣の保護を図る。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第396号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により庄川下流鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 鳥獣保護区の名称

庄川下流鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

#### (2) 指定目的

当該地区は、県西部を代表するカモ類の越冬地となっているとともに、富山県版レッドリスト選定種のうち、ササゴイ、イカルチドリ、チュウヒ等30種類の鳥類が生息しており、鳥類が生息するのに良好な環境となっていることから、

引き続き、鳥獣保護区として指定し、鳥類の保護繁殖を図る。

また、市街地から近いことから、この区域を県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

### 富山県告示第397号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和5年11月1日



2 入札口数 1口

3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者とします。ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

令和5年11月1日（水）から令和5年11月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階  
富山県農林水産部森林政策課森林整備班  
電話番号 076-444-3386（直通）

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により450,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 受付時間 令和5年11月15日（水）午前10時15分から午前10時55分まで

指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものとして取り扱います。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に

係る契約書の写し等)を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 令和5年11月15日(水)午前11時

(4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室

## 8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

## 9 入札書記載上の留意事項

(1) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載願います。

## 10 現地下見案内

(1) 現地下見案内に参加を希望する場合は、令和5年11月7日(火)までに(2)に連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。

(2) 連絡先 富山県高岡農林振興センター森林整備課

電話番号 0766-26-8454

(3) 集合場所 氷見市小滝県営林入り口(県道氷見田鶴浜線石川県境付近)  
(富山県氷見市小滝981)

(4) 集合日時 令和5年11月8日(水)午後2時00分

## 11 契約の締結及び代金納付

(1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。

(2) 契約保証金は450,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

## 12 その他

(1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。

(2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

### 13 問い合わせ先

富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階  
富山県農林水産部森林政策課森林整備班  
電話番号 076-444-3386 (直通)

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ豊田町店、ダイソー富山豊田店 富山市豊田町1丁目字栃谷23番1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ、株式会社中島電陽社

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ、株式会社大創産業

4 新設の日 令和6年5月15日

5 店舗面積の合計 1,639㎡

### 6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物①②東側／110台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物①東側1箇所、建物③西側1箇所／合計35台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物①南側1箇所／102㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 2箇所／8.82㎡

### 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

---

株式会社クスリのアオキ/午前9時及び翌午前0時、株式会社大創産業/午前9時及び午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
駐車場/午前8時30分～翌0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6箇所/敷地北側2箇所、敷地東側3箇所、敷地南側1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設/午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和5年10月18日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和5年11月1日から令和6年3月1日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
  - (2) (1)の事項の公表の可否
  - (3) 当該店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見及びその理由
-

